# 企画競争説明書

業務名称: ブルキナファソ国農業を通じた栄養改善プロジェク

ト(計画フェーズ)

調達管理番号: 20a00520

### 【内容構成】

第1 企画競争の手続き

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

第3 特記仕様書案

第4 業務実施上の条件

注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第17.プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年10月7日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

# 第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年10月7日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:ブルキナファソ国農業を通じた栄養改善プロジェクト(計画フェーズ)
- (2) 業務内容:「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
  - ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。
  - (〇) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引とします。見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修 等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約につい ては消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せ ずに積算してください。

(4)契約履行期間(予定):2020年12月 ~ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の 現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これ らにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

### (5) 前金払の制限

本競争は、契約履行期間が12ヶ月を越えるため、前金払の上限額を制限します。 具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上 限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間(1 5か月)を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につき ましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後9ヶ月以降):契約金額の20%を限度とする。

### 4 窓口

#### 【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部 契約第一課 槇田 容子 Makita.Yoko@jica.go.jp

注)持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

#### 【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

### 5 競争参加資格

#### (1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則 (調)第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行し ていない法人をいいます。
- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号)第 2 条第 1 項の各号に掲げる者 具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構 成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団 等を指します。
- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2)日本登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ブルキナファソ農業を通じた栄養改善プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析/栄養改善)」(公示番号:19a00356)の受注者(株式会社 VSOC)及び同業務の業務従事者

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定 する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

### 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2020年 10月 16日 12時
- (2)提出先:上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1)原則、電子メールによる送付としてください。

注2)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として お断りしています。

(3)回答方法:2020年 10月 22日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

### 7 プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:2020年 10月 30日 12時
- (2)提出方法:

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1 )

- (3)提出先・場所:当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類:プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したと き

### (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費(航空賃)
  - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
  - c)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

- e) その他(以下に記載の経費)
  - 6. 業務の内容【全契約期間を通じての共通の業務】 (3) 広報活動の 実施
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - a) ベースライン調査に係る直接経費(特殊傭人、現地再委託費等): 8,000千円
  - b) 執務スペースの借り上げ費用(農業省の用意する執務スペースが使えるようになるまでの期間): 600千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) XOF 1 = 0.191320 円
  - b) US\$ 1 =105.378 円
  - c) EUR 1 =125.498 円
- 5) その他留意事項

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)」(2020 年 4 月)の「表 4:紛争影響国・地域における報酬単価(月額上限額)を参照してください。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/proposal 201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - ①業務主任者/マルチセクター連携
  - ②市場志向型農業
  - ③栄養改善/母子保健
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数 約 13M/M
- (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2. 5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

最低価格との差(%)	価格点
3 %未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1. 25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	O 问

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3)評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加 算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内) である場合、見積書を開封 し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決 定。

### 9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を<u>2020年11月20日(金)</u>までに<u>プロポ</u>ーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開すること とします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - 4)若手育成加点\*
  - 5価格点\*
    - \* 4、5は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp(※アドレス変更))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。 7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

#### 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
  - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
  - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
  - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
  - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

### 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、 社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号) に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、 「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編) (平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて いただくことが趣旨です。

### 12 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交 渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があ った場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情 報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務 実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html)

# 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\_201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1)類似業務の経験
  - 注)類似業務:栄養改善・市場志向型農業に係る各種業務
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
  - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が同4月以降になった場合に、国内で事前に実施できる業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

- 2)業務実施の方法
  - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
  - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業 務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ① 業務主任者/マルチセクター連携(2号)
- ② 市場志向型農業(3号)
- ③ 栄養改善/母子保健(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

#### 【業務主任者(業務主任者/マルチセクター連携)】

- a)類似業務経験の分野:マルチセクター間の連携に貢献した業務。なお、農業・農村開発分野に係る各種業務の経験を有することが望ましい。
- b) 対象国又は同類似地域:アフリカ及び全途上国
- c)語学能力: 仏語または、英語の能力を有すること。ただし、仏語能力を有することが尚望ましい(両言語について証明書を有する場合は添付すること)。
- d)業務主任者等としての経験

### 【業務従事者:担当分野 市場志向型農業】

- a)類似業務経験の分野:市場志向型農業に係る各種業務。なお、園芸作物栽培に係る業務経験を有することが望ましい。
- b)対象国又は同類似地域:アフリカ及び全途上国
- c)語学能力:英語の能力を有すること。ただし、仏語の能力を有することが 尚望ましい(両言語について証明書を有する場合は添付すること)。

### 【業務従事者:担当分野 栄養改善/母子保健】

- a)類似業務経験の分野:母子保健に係る各種業務、特に栄養改善に係る業 務経験を有することが望ましい。
- b) 対象国又は同類似地域:アフリカ及び全途上国
- c) 語学能力: 英語の能力を有すること。ただし、仏語の能力を有することが 尚望ましい(両言語について証明書を有する場合は添付すること)。

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業 務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定

者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)押印は省略可となります。

- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に 同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事 者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の 実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求 めます。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーション とする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたし ます。

別紙:プロポーザル評価表

別添:プレゼンテーション実施要領

# プロポーザル評価配点表

ノロホーサル評価配点	文	
評 価 項 目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1)類似業務の経験	6.0	00
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4.0	00
2. 業務の実施方針等	(40	.00)
(1)業務実施の基本方針の的確性	16.	.00
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	18.	.00
(3)要員計画等の妥当性	6.0	00
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	-
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.	.00)
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループ	(26.00)	
(1) 未物土仕名の経験・能力/ 未物管理グループ     の評価	業務主任者	業務管理
OS <del>ST</del> IM	のみ	グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/マ</u> ルチセクター連携	(21.00)	(8.00)
ア)類似業務の経験	8.00	3.00
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ)語学力	5.00	1.00
エ)業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ)その他学位、資格等	1.00	1.00
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者</u>	( - )	(8.00)
ア)類似業務の経験	1	3.00
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ウ)語学力	-	1.00
エ)業務主任者等としての経験	-	2.00
オ)その他学位、資格等	-	1.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
イ)業務管理体制	-	5.00
(2) <b>業務従事者の経験・能力</b> :市場志向型農業	(12.00)	
ア)類似業務の経験	6.00	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ)語学カ	2.00	
エ)その他学位、資格等	3.00	
(3) <b>業務従事者の経験・能力</b> :栄養改善/母子保 健	(12.00)	
ア)類似業務の経験	6.00	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ)語学力	2.00	
エ)その他学位、資格等	3.00	

### プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者(業務管理グループを提案する場合には、業務 主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で)が行ってください。なお、業務 主任者以外に1名(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務 主任者以外に1名)の出席を認めます。

- 1. 実施時期:2020年11月5日(木) 14:00~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- 2. 実施場所: 当機構本部 (麹町) 会議室
  - 注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype 等による実施 とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出い ただいた後にあらためてご連絡いたします。

#### 3. 実施方法:

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3)海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
  - a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

- b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議 競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインター ネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続の トラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
  - 注)当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Net の使用は認めません。

以上

# 第3 特記仕様書(案)

本特記仕様書案に記述されている「**脚注」**については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 1. プロジェクトの背景

### 1-1. ブルキナファソの産業の状況

ブルキナファソは、西アフリカのほぼ中央に位置する内陸国であり、農業はGDPの29%を占め<sup>1</sup>、人口の82%<sup>2</sup>が従事している重要な産業である。同国の輸出総額の8割以上は鉱物資源(79.1%は金、5.4%は亜鉛)が占めるが、次いで農産品が14%<sup>3</sup>を占める(7.66%の綿花、残りを搾油用種、果物等)。過去10年間は産金量の増加に牽引されており、2014年以降貿易収支は黒字基調に転換している。一方、同国の治安の悪化などに伴い、2017年には農産品の輸出が頭打ちとなっている。世帯レベルでは、国民の40.1%<sup>4</sup>が貧困ライン以下の生活水準にあるほか、人間開発指数は189カ国中182位<sup>5</sup>、一人当たりGDPは192カ国中179位<sup>6</sup>に位置している。

### 1-2. ブルキナファソ国民の健康状況

国民の健康においても水準が低く、脆弱である。5歳未満乳幼児の発育阻害(Stunting) <sup>7</sup>は、2000年当時は西アフリカ地域の平均値40.4%<sup>8</sup>と同等程度の41.4<sup>9</sup>%であった数値が、2019年には同地域平均32.7<sup>8</sup>%に対し24.9%<sup>10</sup>と改善が見られる一方で、5歳未満乳幼児の貧血症率87.8 %<sup>11</sup>、世界飢餓指数(Global Hunger Index)は25.8と117カ国中88位<sup>12</sup>と依然として低位にある。

### 1-3. 各省庁による栄養関連の政策

同国政府は、保健省がリードの下で複数の政策を講じてきた。主要な政策は「食料・栄養安全保障国家政策 (Politique Nationale de Sécurité Alimentaire et Nutrition、以下「PNSAN」) 2014-2025) であり、全国民に対して公平に十分で健康的な食事への常時アクセスの確保を掲げている。

一方、農業・農業水利開発省(以下「農業省」)では、農業分野全体の実行文書である「農村開発国家計画2(PNSR2)2016-2020」において栄養の文言を加えた。全体目標を「農業セクターの持続可能な開発を通した食料及び栄養面の安全保障の確保」とし、主柱の一つに「持続可能な農業生産及び食料や栄養危機の予防と管理への取り

 $<sup>^{\</sup>rm 1}\,$  The World Bank, World Bank Open Data, 2018

 $<sup>^2</sup>$  Ministère de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt and tiques agricoles à travers le monde – Fiche pays – BF, 2015

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> UN Trade Statistics, 2018

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> The World Bank, World Development Indicators, 2014

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> UNDP人間開発報告書、2019

 $<sup>^{\</sup>rm 6}\,$  The World Bank, World Bank Open Data, 2018

<sup>7</sup> 発育阻害(Stunting):年齢相応の身長を持つ基準集団に対し、身長の中央値から標準偏差がマイナス2である乳幼児を示す値。大きい数字ほどその乳幼児が低栄養状態であること示す。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> WHO,2019, Globally, stunting declined from one in three to just over one in five between 2000 and 2019

 $<sup>^{9}\,</sup>$  Democratic Health Survey (DHS), 1998–99 (UNICEF, WHO and WB, 2020 Joint Malnutrition Estimates)

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup>Standardized Monitoring and Assessment of Relief and Transitions(SMART), 2018 (UNICEF, WHO and WB, 2020 Joint Malnutrition Estimates)

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> PROJET DE FORMAT DE L'ICSA BURKINA FASO, JICA, 2018

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> The International Food Policy Research Institute (IFPRI), GHI2019,

組み」が位置づけられている。

さらに、教育分野では、学校給食を介入ポイントとした栄養の取り組みが複数実施されている。前述PNSANやPNSR2において、「栄養に配慮した介入戦略」において、学校をベースとした学童へ栄養の取り組みは、大変有効であり重要な意味を持つと位置付けている。

### 1-4. マルチセクターで取り組む重要性

昨今の国際的な潮流では、複数の分野が横断的に協働し、栄養改善へ取り組む考え 方が効果的かつ、欠かすことが出来ないと考えられている。

同国でも、その重要性が十分に認識されており、2015年には保健省が中心となりつつ、農業省や国家教育省等が責任省庁として参加し、「マルチセクター栄養戦略計画(Plan Stratégique Multisectoriel de Nutrition、以下「PSMN」)2016-2020」を策定した。この政策は、持続可能な開発のために、全国民のより良い栄養状態及び社会経済的福祉の保障を目標としている。また、2020年1月にはChristian Kaboré大統領が、学校給食の普及に言及した声明を出し、保健省や教育省も含めつつも、主導する省庁として農業省を指名した。

このように、同国は分野横断的な介入と実施を求めており、省庁間が連携して一丸となって取り組むことの重要性が認識されている。

### 2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

農業を通じた栄養改善プロジェクト

### (2) 上位目標

対象州13において、栄養改善のための行動変容とその他必要な対策が認められる

#### (3) プロジェクト目標

パイロットサイトにおいて、栄養改善のための行動変容とその他必要な対策 が実現される

### (4) 期待される成果

- 1) ターゲット農家組合により、国産米の販売量増加を見据えた生産量の増加と品質の向上がなされる。
- 2) プロジェクトの教訓を踏まえ、農業省の技術的及び組織的な能力が強化される。

### (5)活動の成果

【第1段階(計画フェーズ)】

成果1. 詳細な課題分析を通して本プロジェクトのPDMが改訂される

成果2. 農業振興を通じた、学校給食に対する介入方針が3省間でまとめられる

<sup>13</sup> 対象州とは、次頁に記載の「直接対象地域」および「間接対象地域」を示す。

### 【第2段階(実施フェーズ)】

成果3. SHEPアプローチ<sup>14</sup>により、対象農家の世帯収入が向上される成果4. コミュニティにおける栄養改善に関する包括的取り組みモデルが構築され、実践される

成果5. 学校を中心とした栄養改善に関する包括的取り組みのモデルが 構築され、実践される

### (6)活動の内容

#### 【計画フェーズ】

- 1-1. 市場志向型農業に関する活動
- 1-2. 栄養改善に関する活動
- 1-3. 学校給食に関連する活動
- 1-4. PDMがVer.1に改訂される。
- 1-5. 各対象地域のベースライン調査を実施する。
- 2-1.学校給食への介入方針が3省によって取りまとめられる。

### 【実施フェーズ15】

- 3-1. SHEPに関する活動を実施する。
- 3-2. 作物栽培技術に関する活動を実施する。
- 3-3. 農民組織化に関する活動を実施する。
- 3-4. ブルキナファソSHEPの普及用ツールを作成する。
- 3-5. 活動成果を広く関係者に広報する。
- 3-6. 各対象地域のエンドライン調査を実施する。
- 4-1. 1-2-4で策定した実施体制を基に、各対象者へ各種活動を実施する。
- 4-2. 栄養改善モデルのプロトタイプを実施し、アップデートを重ね、モデル を形成する。
- 4-3. 活動成果を広く関係者に広報する。
- 5-1. 成果5の活動は第1段階(計画段階)でC/P間において協議される。なお、実施中の他のプロジェクトとの協働も視野に入れる。

#### (7) 対象地域

1)直接対象地域: Centre州ワガドゥグ市内のパイロットサイト小学校2校(予定、治安状況に寄っては変更もありうる)

2)間接対象地域: Centre州(上記直接対象地域を除く)、Boucle du Mouhoun州、Sud-Ouest州、Centre Sud州、Est州、Sahel州(6州)

### (8) 関係官庁・機関

1) 主実施機関:農業・農業水利開発省(以下「農業省」)農村経済振興総局

2) 副実施機関 1: 国民教育·識字·国語推進省(以下「教育省」)教育施設資機材調達局

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> SHEPアプローチ: Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion (SHEP) アプローチとは、野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すもの。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 実施フェーズは、PDMの見直しを経て、決定される事項であるが、以下は現時点の想定であり、本契約の対象外である。

- 3) 副実施機関2:保健省栄養局
- (9) 現地プロジェクト期間(予定) 2021年1月~2025年12月(計60ヶ月) (ただし、計画フェーズは2021年1月~2022年2月)

### 3. 業務の目的

「農業を通じた栄養改善プロジェクト」に関し、発注者が2020年9月7日にブルキナファソ国農業・農業水利開発省と締結した基本合意文書(R/D: Record of Discussions)に基づき、「第5条 業務の範囲」に定める業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成するものである。

本事業は、農業、教育、保健分野の担当省庁の参画の下に実施される案件であり、学童、保護者、コミュニティと言った多様な裨益者に対する能力向上の場として学校を活用しながら栄養改善への包括的な取組を実施するものである。

中心となるアプローチは、Income Pathway (増加した収入の一部を栄養不良の要因である食料保障・母子の適切なケア・衛生環境の改善に活用するというもの)であるが、ベースとなる収入増加を、SHEPアプローチを用いた学童の保護者(農家)の農業収入の向上によるものとする。同時に、学校給食の量(学校菜園への技術指導を通して生産性を高め給食実施日数を増加させる)及び質(材料に関する改善提案)に資する支援を実施する。また、栄養改善に係る行動変容については、特に学童やコミュニティの女性を対象にした保健、教育セクターの協働による取り組みへの支援も行う。

### 4. 業務の範囲

本業務は、R/Dに基づいて実施される「ブルキナファソ国農業を通じた栄養改善プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### 5-1. 実施方針

(1) マルチセクターで栄養改善に資する取り組みの実施

昨今の国際的な潮流では、栄養改善への取り組みには、食料保障・母子の適切なケア・衛生環境の改善といった複数分野の横断的協働が必須と考えられており、具体的には母子保健、教育、水衛生等が含まれる。ブルキナファソでは、5歳未満児のStunting率の高さ、妊産婦の貧血の割合の高さからも、栄養への取り組みが必要な状況であり、同国政府は、保健省のみならず、農業省、教育省他複数の省庁が、栄養関連政策を積極的に打ち出している。

ただし、いずれの省庁も、各省庁内に栄養委員会を設営したのみで、分野横断的に連携した活動実施には至っていない。(例えば、農業省傘下のNational Council of Food Security(以下「CNSA」)、保健省傘下のNational Council for Nutrition Coordination(以下「CNCN」)、等の省庁内の栄養改善のプラットフォームは存在している。)。しかし、省庁横断的な取り組みは現時点まで実施されていない。また、栄養への意識は向けられているものの、未だにカロリーベースの考え方が主流と考えられており、栄養改善の最大の課題は、食糧の"量"の安定供給であるという認識をしている傾向がある。

意識はマルチセクターアプローチに向けられている一方で、栄養改善に向けた協力体制構築がなされていない同国において、本事業では、①複数の省庁関係者が一堂に会す協議の場を提供すること、②その協議を通し分担と実施計画を練ること、③それを明文化し認識を統一すること、等を通し、関係する機関の参画の下、コミュニティ向けに一体で栄養改善を目指す。

### (2) 本プロジェクトにおける、案件実施ステージと、契約期間の考え方

本事業は5年間の協力期間であるが、二段階計画策定方式で実施する。具体的には、5年間の協力期間を2つのフェーズに分け、最初の1年目を計画フェーズ、残り4年間を実施フェーズと位置付ける。各フェーズでは、主に以下の項目を行い、先方政府の自主的な参画と事業の持続性を確保する。

表.	協力期間の年数・	「案件実施ステージ」	・当契約の期分けと、	業務内容の関係
----	----------	------------	------------	---------

協力年			業務内容	当契約の範囲
数	ーズ	約の期分け		
1年目	計画フェーズ	期分け無し	• 現状調査	該当
	(第1段階目)		・3省庁間の協議やワー	
			クショップの実施	
			・プロジェクトの骨子	
			(PDM)の改訂	
2~5年	実施フェーズ	全2期の契約	・改訂されたPDMに沿	該当外(計画フ
目	(第2段階目)	を予定	った支援の実施	ェーズ終了時
				に公示予定)

#### (3) 課題に対する実施方針

2019 年度に実施した本プロジェクトの基本計画策定調査では、複数の省庁が確実に栄養改善への意識を持っていることが確認できた。同時に、各省庁が具体的にどのように活動をしたら良いか模索している様子も確認することができた。計画フェーズで関係省庁間の協議を通し、各分野のアクターの活動を分担し、具体的な方策に落とし込むこととする。そのための実践の場として、首都ワガドゥグ市内にパイロットサイトを設け、ここで成功事例を生み出し、将来的にプロジェクトが対象とする6州への展開を目指す計画である。

以下に、基本計画策定調査で抽出された課題に基づく本業務の実施方針を記す。

#### 1)参加型の案件計画策定とキャパシティー・ビルディング

上述のとおり、プロジェクトの協力期間を2つに分け、1年目を計画フェーズ、2年目以降を実施フェーズと位置付ける。この計画フェーズでは、約一年間という時間をかけて、本事業関係者がどの様な案件を形成するかの協議を行い、必要な調査を経て、実施すべきプロジェクト骨子の検討を行う。この際、実施機関が主体的に計画立案から実施までを関与することで、キャパシティー・ビルディングの一環としても有効である。

本事業の計画フェーズでは、特に3つの省庁(農業省、保健省、教育省)の中央職員や、現場に従事する実務者との協議が不可欠と考えており、全アクターを巻き込み、参加型で計画を策定する。

### 2) 行動変容のための栄養改善の仕組みづくり

栄養改善の実現には、行動変容のためのコミュニケーション(Behavior Change Communication = BCC)が不可欠である。他方で、効果的な行動変容には裨益者の栄養改善に対する適切な動機づけ、そして裨益者との対話による実行可能なソリューションの抽出が必要である。本事業では、学童とその父兄という共通の問題意識・目的意識を持った裨益者(特に父兄)を中心に据え、「自分の子供のために」をベースとした動機づけを行うことによりBCC介入の効果的・効率的な発現を狙っており、また「気づき」を重視したソリューション創出のアプローチを通して、より効果的な行動変容の実現を目指すものとする。このような基本的な方向性の下、計画フェーズで設計される実施のモダリティー(役割分担等)をベースに実施フェーズで本格介入に取組むものとする。

### 3) JCCの代替策としてのMTCOMとPTWG

同国政府は、案件ごとにJoint Coordination Committee (以下「JCC」)を実施せず、年間2回の頻度でReview Committeeを開催している。全案件の進捗を一括報告している場であり、年2回の頻度で介されるが、一つの省庁が主管の全てのプロジェクトの進捗報告を実施していることも有り、1案件に費やせる時間は10分程度と短い。

そのため、本事業では、効率的な案件管理のため、省庁間の進捗の調整や課題、知見の共有の機会の必要性に鑑み「マルチセクトラル指導管理技術委員会(Multi-Sectoral Technical Committee for Project Orientation and Monitoring、以下「MTCOM」)」を設置する。また、調査活動や技術普及を円滑に進めるための、Preparatory Technical Working Group、以下「PTWG」)も設置し、実務者が参加し、協議する場として、各省庁間の連携を促進、効率的に遂行する。

MTCOMではより中央レベルが、PTWGではより現場レベルの参加者による会合と位置づけ、前者は年に2回(Review Committeeの直前)、後者は四半期に1-2度程度の会合とする。

### 4) JICAの他案件との協調

本事業の開始時期と同時期に、JICA人間開発部が実施する技術協力プロジェクト「学校とコミュニティ協働強化による教育の質改善プロジェクト<sup>16</sup>(以下「教育技プロ」)が、実施予定である。「教育技プロ」は、学校運営委員会(Comités de Gestion d' Ecole、以下「COGES」)が活性化し持続的に機能するためのモデル改善・制度化や、児童の学習改善のための教育環境促進に資する優良活動事例の特定・普及による教育の質の改善を主眼とした案件である。

本事業でも、一部の活動は学校をベースに実施することから、プロジェクト同士で十分な調整をし、連携の方法や分担の範囲を探ること。特に、学校によってはCOGESの定着率や、父親会・母親会の担う役割などに差違がある。JICAとしてはどのように取り組むか、情報交換や意見交換を通じて、方針を整理し、調整を重ね、本事業の実施フェーズ段階に向けた、方針や取り組みを協議することとする。

また、JICA地球環境部が実施した「中央プラトー地方給水施設管理・衛生改善プロジェクト」(2009年~2013年)及び、「村落給水施設管理・衛生改善プロジェクトフェーズ2」(2015年~2020年)では、衛生啓発活動従事者向けの衛生行政指導用マニュアル、実践ガイド、衛生啓発用ツール等を作成している。また、新型コ

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 事業事前評価表は下記からダウンロード可能。 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020\_1700348\_1\_s.pdf

ロナウィルスの世界的大流行を受け、地球環境部を中心に各案件で手洗いに取り組む、「命と健康のための手洗いキャンペーン(仮称)」が実施されている。そのため、技術協力プロジェクトや当該キャンペーンで作成したツールは適宜当案件での活用を検討し、手洗いを中心とした衛生活動を実施することとする。

なお、両案件の関係者は、必要に応じてMTCOMやPTWGにも参加する。

### 5) 対象地域と地方展開の方針

本案件は、JICAの安全対策措置に沿って、邦人の活動範囲をワガドゥグ市内に限定して実施する(2020年8月時点)。計画フェーズでは、ワガドゥグ市内でパイロットサイトとして2つの小学校を選定し、これら小学校を中心としたコミュニティで栄養改善の優良事例を作り出す。実施フェーズでは、パイロットで得られた知見や育成された人材を活用して、間接対象地域の6州に対し、カスケード形式で活動展開する計画である。

なお、間接対象地域への技術展開の方法は、計画フェーズにおいて関係者らと共に議論、安全性を考慮した上で決定する。例えば、地方在住の関係者を、ワガドゥグ市内に招いて研修を実施する等、が候補となる。

#### 6) 日本の経験の活用

本事業では、パイロットサイトとして小学校を活用することから、学校給食への 貢献も柱の一つとしている。日本では、戦後の復興や、高度経済成長期における、 学校給食の子供の影響改善への効果は大変大きく、世界的にも評価されている。本 事業には、学校を活用した栄養改善コンポーネントをあることから、これまでの日 本の経験を活かし、支援計画を策定する。

### 7) JICAの経験を活かす支援

JICAは、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(Initiative for Nutrition and Food security for Africa、以下「IFNA」)」に関連した協力を行ってきた。2016年のIFNA 発足時から、同国はIFNA重点国の一つであり、IFNA Country Strategies for Africa、(以下「ICSA」)の策定など支援を行っている。また同国は、2017年には「食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査(2018年)」で調査が行われている。これらの情報も活用し、本事業の計画を検討する。

#### 8) 他開発パートナーとの連携

同国では、AfDB(アフリカ開発銀行)、IFAD(国際農業開発基金)、WFP(国際連合世界食糧計画)、FAO(国際連合食糧農業機関)、農業系NGO等の複数の開発パートナーがプロジェクトを実施している。各組織が実施しているプロジェクトの一部は、本事業の活動に類似するものもある。このため、各組織の最新の動向を調査し、その後は協働の可能性や住み分けを協議し、検討する。

特に、JICA安全対策措置に沿って、邦人は首都ワガドゥグ市内のみが移動範囲となることから、他の開発パートナーや農業系NGOが対象地域とするエリアは当プロジェクトよりも比較的広域である。そのため、地方展開の際の重要な協力アクターとしての、地方での活動においては、これら機関との協力の可能性を検討する。

### 9) 国別研修(本邦研修)または第三国研修の計画

実施フェーズでは、国別研修(本邦研修)または第三国研修を実施する予定である。そのため、計画フェーズから研修について検討、協議し、先方政府の必要な技

術と知識が習得できる研修の計画を立案する。ここでは、研修参加者、研修の訪問先、研修プログラム、適切なタイミング等、具体的な提案を含めて、先方政府と共に計画を検討する。特に、分野別のプログラムとして、特定のテーマに集中的に、その分野を担当する人材を育成する方法か、もしくは分野合同プログラムとして、お互いの役割を認識し、協働する機会とする方法か等、計画フェーズの段階で対象者を十分に考慮した、研修計画(案)<sup>17</sup>を組み立てる。

### 5-2. 留意事項

### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

上記のような背景に加え、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、 C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、 プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方 向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることとする。

特に、以下については常に可能性があると意識し、柔軟に対策を講じること。

- 1) 安全管理上の緊急的な措置
- 2) 新型コロナウィルスに関する緊急的な措置(日本人の渡航制限、CPのブルキナファソ国内移動制限などが、面談・ワークショップ・研修開催に影響が出る恐れがある。常に遠隔実施への切り替えができるよう備えること。)
- 3) 各省庁内の政策の変更や方針変更

### (2) 本事業を通じた、大統領イニシアチブへの貢献

2020年1月22日、Christian Kaboré 大統領が、農業省をリード機関と指名し「学校給食を通し、学齢期の子どもが、少なくとも1日1食のバランスの取れた食事を確実に摂取できるようにする」という旨のイニシアチブを発令した。

これを受けて、農業省、教育省、保健省の各省の学校給食への関心が非常に高まっている。このイニシアティブに貢献すべく、本事業では、活動に「農業振興を通じた学校給食に対する介入方針が3省間でまとめられる」を追加した。つまり、本事業の3省庁は、本事業への貢献のみならず、同時に大統領イニシアチブへの貢献もすることとなる立て付けとなる。

しかし、2020年11月に大統領選挙が開催される予定であり、大統領の交代による政権や方針の変化の可能性もある。選挙結果を注視しつつ、引き続き、政府の方針に貢献できるよう留意すること。

\_

<sup>17</sup> なお、研修計画(案)は、コロナ禍などの影響で移動制限が今後も残っているケースを想定し、以下の 二通りを作成すること。

<sup>•</sup>第一案:予定通り渡航が出来る想定での計画。

<sup>•</sup>第二案:本邦や第三国に渡航が困難となった場合の計画。リモート会議ツールなど利用したオンライン開催になることを見越した代替案。

また、研修計画(案)はJICA側の予算や受け入れ機関等を考慮、更には新型コロナウィルス禍、安全対策等の各種制限を鑑みて決定するため、第一案、第二案以外の内容に変更する可能性もあり得ることを留意する。

### (3) 農業省による財務省への報告支援

本事業の主実施機関は農業省、副実施機関は教育省と保健省であるが、同国政府は、開発パートナーによる支援の窓口を財務省としており、要所では承認を得る必要がある。

そのため、受注者は、JICAブルキナファソ事務所と相談の上、農業省が財務省へ報告するための必要な支援(情報・資料提供や報告、会議への参加)を行うこととする。

(4) 仏語語通訳の確保と、仏語による資料作成

本プロジェクトの中央政府関係者や対象コミュニティには、英語を理解する人材が限られており、円滑なコミュニケーションを確保するためには、仏語人材の確保と仏語による資料作成が不可欠となる。これらに対応できる体制を整備する。

### 6. 業務の内容

本プロジェクトの業務内容については以下のとおり想定している。

(1) ワーク・プラン(案)の作成・説明・承認

本プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(案)(仏文・和文)に取りまとめ、JICAへ説明、承認を得る。

- (2) ワーク・プラン(案)の協議・合意 JICAに承認されたワーク・プランを用いて、現地ブルキナファソ実施機関、 関係者と協議、意見交換し、プロジェクトのワーク・プランとして合意する。
- (3) 第1回マルチセクトラル指導管理技術委員会(MTCOM)の開催 関係者を招き、第1回MTCOMを実施する。
- (4) 各分野における基礎調査の実施(活動1-1、1-2、1-3) 以下の活動を、C/Pと協働、もしくは分担して実施する。
  - 1) 市場志向型農業に関する活動

活動1-1として、以下の内容を中心に実施する。

- ① 市場:パイロットサイト近郊における、農産物市場に関する調査、分析、介入方法の検討を行う。(農産物市場基礎情報(生鮮食品用、加工品用;販売先他)、市場の動向(野菜別時期別価格動向)等)
- ② 栽培技術: 栽培技術支援は、近隣農家をパイロットサイトの小学校敷地内の畑に集め、圃場を行う計画である。そのため、パイロットサイト近郊における、農家の栽培技術に関する調査、分析、介入方法の検討を行う。(圃場・小学校と農地のアクセシビリティ、栽培技術の課題抽出、対象ごとの課題を各地方職員から聴取、問題解決に資するパイロットサイトの圃場を展示圃場として機能させるための計画等。)
- ③ 農民組織:パイロットサイト近郊における、農民組織に関する調査、 分析、介入方法の検討を行う。(組織活動状況の把握、組織強化に係 る課題抽出、地方職員から対象州の現状聴取等)
- ④ 結果を踏まえ、農業省関係者と計画策定のための協議、ワークショッ

プを行う。

- ⑤ 他国において実施された市場志向型農業案件の手法·教材及び在外研修のプロセス·成果をレビューする。
- ⑥ パイロットサイトから他地域への展開に関するアプローチを検討する。(対象州毎の農業事情調査の実施、ワガドゥグ市内との共通項と相違項を整理、民族に関する調査を通し、地域毎の対応策を検討。)

### 2) 栄養改善に関する活動

活動1-2として、以下の内容を中心に実施する。

- ① ターゲットグループの取り巻く栄養現状(栄養改善の三要素(食糧・ケア・衛生環境)を詳細に調査・分析する。)
- ② 栄養改善の三要素(食糧・ケア・衛生環境)の各分野における、サービス・デリバリーの現状を調査し、課題分析を行う。
- ③ 栄養改善の介入モデルのプロトタイプを検討する(各種アプローチ (生活改善、ストックマネジメント、NFAアプローチ<sup>18</sup>、ファシリテーション手法など各種研修)。
- ④ 栄養改善の介入モデルの実施体制のプロトタイプを議論し、確定する。
- ⑤ パイロットサイトから他地域への展開に関するアプローチを検討する。(ワガドゥグ市内との共通項と相違項を整理、地域毎の対応策を検討)

### 3) 学校給食に関連する活動

活動1-3として、以下の内容を中心に実施する。

- ① 学校給食現状調査(調達先、調達量、調達方法、食材保存方法、調理方法)を行い、改善点を洗い出す。
- ② 関係者で課題分析を行う。
- ③ 学校給食における栄養改善の介入の実施体制のプロトタイプを議論し確定する。

#### 4)調査結果報告書の作成

上記(4)の1)から3)の活動結果および調査結果を、「計画フェーズにおける調査結果報告書(仏文・和文)」としてまとめる。

(4) PTWGの定期的な開催と、PDMの修正(活動1-4)

上記(3)の活動進捗を、PTWGにて報告する。四半期に1度ほどのペースで 定期的に開催し、各省庁間で情報交換、意見交換を行いながら、各分担で方 針を定めていく。各分野の進捗や成果の発表、課題や問題提起を行い、議論 の場とする。また、PTWGでPDMの改訂案を協議し、改訂版を作成する。

(5) 第2回MTCOMの開催と、PDMの改訂の承認(活動1-4) 関係者を招き、MTCOMを開催する。これまでの成果の発表を行う。また、複数回のPTWGを通して改訂された、PDM改訂版(案)を示し、全員で承認す

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> NFAアプローチ: Nutrition Focused Approach (NFA) アプローチとは、食事から栄養改善を図る手法である。栄養課題の原因である栄養素の必要量を算出し、それを供給するための農作物等を地域の実情に合わせて特定、栄養改善のための農業の役割を明確化する。

る。

### (6) ベースライン調査<sup>19</sup> (活動1-5)

ベースライン調査:6(5)で承認された、PDM改訂版の指標に基づき、対象地域(直接対象地域および間接対象地域)のベースライン調査を行う。

### (7) 大統領イニシアチブへの支援(活動2-1)

2020年1月に発令された学童の栄養改善に関する大統領イニシアチブ(バランスの取れた食事を1日1回摂取させる)を受け、学校給食に対する取組につき、農業省、教育省、保健省、各省が省内で提案するよう支援する。これまでの協議でまとめられた方針を主軸として、C/Pが省庁内へ還元、提案するための支援を行う。(なお、提案内容は、①給食の量の向上(SHEPアプローチで獲得した収入及び農産物の一部を寄付、学校菜園の生産性の向上等)、②給食の質の向上(食材の構成の改善)、③学校給食に係る取組方針策定支援、等が想定される。)

### (8) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書(仏文・ 和文)として取りまとめる。

### 【全契約期間を通じての共通の業務】

#### (1) モニタリングシートの作成

本プロジェクトにかかるM/M、R/D等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成するとともに、ブルキナファソ側関係者と協議、意見交換の上で、上記内容を反映さる。その後は6か月毎にC/Pと共にモニタリングシートを作成し、JICAブルキナファソ事務所に提出する。

### (2) JICAによる調査への協力

JICAは、2022年度に中間レビュー調査を予定している。また、実施フェーズを含む全期間の当プロジェクト終了の6ヵ月前には、終了時評価を予定している。本契約は計画フェーズのみの実施となるが、将来的に実施される両調査への協力として、実施した業務に関連して作成した資料等を整理、JICAへ提供することとする。なお、両調査の実施時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

#### (3) 広報活動の実施

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、ブルキナファソ及び日本の国民各層並びに他開発パートナーからも正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努めることとし、具体的な提案があればプロポーザルに含めること。加えて、JICAが行う各種セミナーやTICAD関連の広報活動についても、本業務の一環として協力すること。

<sup>19</sup> 調査は、現地再委託で行うことを認める。どの分野でどのような調査を、どのように実施するか、プロポーザルで提案すること。

### 7. 報告書等

#### (1)報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

契約	レポート名	提出時期	部数
	業務計画書	契約締結後10営業日以	和文:3部
	(共通仕様書の規定に基づく)	内	
	ワーク・プラン	業務開始から約3ヵ月	和文:3部
<del>=</del> ⊥		後	仏文:3部
計画	モニタリングシートver1	業務開始から6ヶ月後	電子データのみ
フ			(和文・仏文)
エーー	モニタリングシートver2	前回のモニタリングシ	電子データのみ
ズ		一ト提出から6ヶ月後	(和文・仏文)
	プロジェクト業務完了報告書	契約終了時	和文:5部
			仏文:5部
			英文:5部 <sup>20</sup>
			CD-R:3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。 プロジェクト事業進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書に記載する項目に関しては、発注者と受注者で協議、確認する。

### (2)技術協力報告書等

受注者が、直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それ ぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して提出する こととする。

ア、計画フェーズにおける調査結果報告書(仏文・和文)

#### (3)業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む 月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されている業務従事月報に添付 してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の 上、JICAに報告するものとする。

- ア、今月の進捗、来月の計画、当面の課題、安全管理情報
- イ. 活動に関する写真
- ウ. WBS
- エ、業務フローチャート

<sup>20</sup> 本事業の事例を、仏語圏以外にも共有する予定であるため、英文も作成する。

# 第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定している。本競争は、「計画フェーズ」のみを対象とする。

計画フェーズ : 2020年12月~2022年2月(本競争に該当) 実施フェーズ第1期:2022年 3月~2024年1月(本競争に非該当) 実施フェーズ第2期:2024年 2月~2026年2月(本競争に非該当)

- 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)
- (1)業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

計画フェーズのみ 約22.0M/M

### (2)業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、受注者は、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案すること。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、コスト効率化のため、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体案とともにプロポーザルに提示すること。

- 1)業務主任者/マルチセクター連携(2号)
- 2) 市場志向型農業(3号)
- 3) 栄養改善/母子保健(3号)
- 4) 学校給食
- 5) 研修/業務調整
- 3. 対象国の便宜供与
- (1) カウンターパートの配置

本コンポーネントの日本人専門家には、各1名ずつカウンターパートが配置される 予定である。

#### (2) 事務所スペースの提供

ブルキナファソ農業・農業水利開発省が確保予定である。首都ワガドゥグ市内(農業・農業水利開発省内)におけるプロジェクト事務所が提供される予定である。

### 4. 配布資料等

- (1)配布資料
  - ① 本事業の案件要請書
  - ② 本事業のR/D (締結済み)
  - ③ 本事業の基本計画策定調査結果報告書(案)(2020年)
  - ④ 食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査 最終報告書(2018年)
  - ⑤ Preparatory Survey for the Initiative for Food and Nutrition Security in Africa (IFNA) Harnessing Multi-Sectoral Synergies for Nutrition Improvement Country Report – BURKINA FASO (2017)

### 5. 業務用機材

第1期の契約において、業務遂行上必要なオフィス用及び調査用機材があれば、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様(または参考銘柄)、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め、提案すること。その費用は本見積に含めること。また、プロジェクト執務室における家具類(テーブル、書棚、エアコン等)はブルキナファソ側負担により設置されている予定である。

プロジェクトでは車両を2台購入するので、車両本体以外の燃料費および運転手雇 用経費は見積に計上すること。なお、車両は2022年1月に調達見込みのため、そ れまでの期間は、活動に必要な車両はレンタカーを想定し、本見積に計上すること。

### 6. 現地再委託

ベースライン調査においては、豊富な経験を有する現地または第三国コンサルタントへの再委託による実施を認める。

現地再委託を行うことが適当と考えられる調査については、理由と具体的な調査計画とともにプロポーザルにて提案すること。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

### 7. 安全管理

受注者は、安全対策について万全を期す必要があり、安全対策に関するJICAブルキナファソ事務所の指示に従うとともに、JICAが設定する安全対策措置を厳守する。また、緊急時の連絡体制については、特に万全を期し、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

なお、JICAの安全対策措置については、随時変更があるため、変更の結果、業務実施に制約が発生し追加経費が必要になった場合、もしくは、安全対策措置の変更がなくても、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議のうえ、必要に応じこれを認めることとする。

ワガドゥグ市内以外への渡航は禁止としているが、常に外務省の海外安全ホームページにて危険情報を確認し、JICAブルキナファソ事務所および安全管理部の指示に従うこと。

また、2020年3月5日に新型コロナウイルス感染症対策本部で「水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置」が決定された。本件措置のうち、邦人渡航に関する最新関連情報は、領事メール、大使館HP及びブルキナファソ関係当局から、最新情報を確認すること。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

新型コロナウィルス対策の一環として、2020年8月現時点で、ブルキナファソ政府は、全ての入国者に以下を要求すると発表している。しかし、本契約における現地渡航までに変更される可能性は大きいため、本競争の見積には含めない。引き続き情報収集を行い、実際の現地渡航時には、JICAの指示に従うこと。

・ 検査から入国まで5日以内に発行されたPCR検査による新型コロナウイル ス陰性証明書の携行。(陰性証明書が無い場合には、ワガドゥグ到着時に PCR検査を指示される場合があるが、基本的に本邦で検査。)

- ・ ワガドゥグ到着後、一定期間における自主隔離措置。
- ・ ブルキナファソ出国時にもPCR検査陰性証明書が必要であり、所持していない場合には搭乗拒否の可能性があることに留意。

#### (1) 基本行動

ブルキナファソへの渡航の2週間前には、その都度、JICA経済開発部へ渡航申請を行い、安全管理部の渡航承認を得ることとする。従い、事前に現地渡航計画を立てた上で、前広に渡航申請が必要である。

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ブルキナファソ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととする。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

また、新型コロナウィルスを含む、感染症の対策の徹底すること。面談・ワークショップ・研修開催、プロジェクトチーム内の打合せを含め、必要な感染症対策を行い、十分に留意すること。

### (2) 大統領選挙に伴う安全措置

2020年11月22日には大統領選挙が行われ、関連行事が年末にかけて続くことが見込まれる。この間、国内の政治活動が活発化することが予想されるが、2021年1月以降もこれら動きが続く可能性もあり、状況を注視する必要がある。状況次第では、JICA側から行動制限(宿泊先での待機、避難帰国、ブルキナファソへの渡航見合わせ等)が設けられる可能性もある。従い、受注者もJICA側からの情報収集を密に行い、柔軟に対応できる渡航計画とすること。

### (3) 複数のコミュニケーション手段

回線不通となる場合を想定し、常にコミュニケーション手段を複数確保すること。 携帯電話は一人あたり1台以上を常備し、常時2社以上のSIMカード(通話および SMS)を常にアクティブにしておくこと。現地傭人(ローカル人材、運転手等)の ワガドゥグ市外への移動に際しては、衛星携帯電話を移動ユニットにつき1台を JICAブルキナファソ事務所から貸与を受け、万が一の事態に備えること。調査時お よび外出する際には、緊急事態に対応が可能となるよう、業務従事者間の連絡手段 の確保に留意し、活動グループごとに適切な連絡手段を携行すること。通信費を含 めた衛星携帯電話の管理は、JICAブルキナファソ事務所が行うため、衛星携帯電話 に関する費用は本競争の見積に計上しない。

### (4) 治安管理にかかる特別経費

上記安全管理にかかる経費として、以下の項目を認める。

- ① 航空賃:路線の変更、他社便の利用、予定の変更等を含む緊急時の対応が容易な航空券の購入を必須とする。別見積に計上すること。
- ② 新型コロナウィルス対策物品購入:新型コロナウィルスを含む、感染症の対策の徹底のために、必要な衛生管理物品を購入する計画とし、費用は本見積に計上すること。

### 8. その他留意事項

## (1)複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上